別表六（二十三）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六(二十五)及び別表六(二十五)付表を削る。

別表六(二十六)の表中

（　　）	（　　）	（　　）
昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・

を

昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・

に、

供用年度 （別表六

のリース特別控除額（二十七）「6」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六（二十五）「6」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六(二十七)「7」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額 （別表六(二十七)「9」の供用年度分）

を

供用年度後における繰越税額控除額の合計額 （別表六(二十五)「
供用年度の取得に係る繰越 （別表六(二十五)「9」

除限度超過額の控除実施
7」の合計）

税額控除限度超過額
の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第11号を削り、同第12号中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十七)「9」の供用年度分）　⑲」の各欄」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「9」の供用年度分）　⑲」の各欄」に改め、同号⑵を次のように改める。

⑵　平成19年旧措置法第42条の７第６項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）又は第68条の12第６項（事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）の規定等の適用を受ける場合には、「基準リース料　⑼×$\frac{}{100}$　⑽」とあるのは「基準リース料　$\left(⑼\times\frac{60}{100}\right)$　又は　$\left(⑼\times\frac{60}{100}\times\frac{35、50又は75}{100}\right)$　⑽」と、「税額控除限度額相当額　⑽×$\frac{}{100}$　⑾」とあるのは「税額控除限度額相当額　⑽×$\frac{5又は7}{100}$　⑾」として記載すること。

別表六(二十六)の記載要領第11号⑸中「平成14年旧措置法第42条の６第６項」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の６第６項（電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなつた場合のリース特別控除取戻税額）」に改め、同号を同第11号とし、同表を別表六(二十四)とする。

別表六(二十七)の表中

（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・

を

昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平　・　・	昭 平

・　・

に改め、同表の記載要領⑵中「、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」を「若しくは租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」に改め、「若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）による改正前の租税特別措置法第42条の７第15項（高度化機械を賃借した場合の法人税額の特別控除）」及び「（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）による改正前の租税特別措置法施行令第27条の７第27項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）において準用する場合を含む。）」を削り、同表を別表六(二十五)とする。